



熊本県公報

第 1 2 0 9 0 号

平成 24 年 2 月 28 日 (火)

(毎週 火・金発行)

目 次

規 則	
○ 栄養士法施行細則の一部を改正する規則…………… (健康づくり推進課)	1
○ 熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則…………… (”)	5
告 示	
○ 道路の区域変更…………… (道路保全課)	11
○ 道路の区域変更…………… (”)	11
○ 道路の供用開始…………… (”)	12
○ 熊本県推計人口調査要綱の一部改正…………… (統計調査課)	12
○ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定…………… (砂防課)	12
○ 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課)	24
公 告	
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者 に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課)	24
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者 に係る当該通知の掲示…………… (”)	25
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者 に係る当該通知の掲示…………… (”)	25
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する通知の宛て所不分明者 に係る当該通知の掲示…………… (”)	25
○ 平成 24・25 年度における治山・林道事業の業務委託に係 る指名競争入札参加希望者調査…………… (技術管理課)	25
○ 換地処分…………… (農地整備課)	30
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不 明者に係る当該通知の掲示…………… (森林保全課)	30
○ 保安林の指定施業要件の変更に関する予定通知の宛て所不 明者に係る当該通知の掲示…………… (”)	30
登 載 依 頼	
○ 平成 23 年度第 1 回球磨地域保健医療推進協議会の開催 …………… (球磨地域保健医療推進協議会)	31
○ 平成 23 年度天草地域保健医療推進協議会の開催 …………… (天草地域保健医療推進協議会)	31
○ 平成 23 年度上益城地域保健医療推進協議会の開催 …………… (上益城地域保健医療推進協議会)	31
○ 平成 23 年度熊本県環境審議会自然保護部会の開催…………… (熊本県環境審議会)	32

規 則

栄養士法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 24 年 2 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 1 号

- 栄養士法施行細則の一部を改正する規則
栄養士法施行細則 (昭和 30 年熊本県規則第 15 号) の一部を次のように改正する。
第 6 条に次の 1 項を加える。
- 2 前項の申請を行うには、申請書に、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 栄養士免許証 (栄養士免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類)
- (2) 施行令第 4 条第 3 項の規定による栄養士名簿の登録抹消の申請を行う場合にあっては、戸籍の謄本若しくは抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書類
- 別記第 1 号様式から別記第 4 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

栄 養 士 免 許 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

本 籍 地 都 道
府 県 名 （ 国 籍 ）

住 所

ふ り が な
氏 名

印

性 別

男 ・ 女

生 年 月 日

年 月 日

電 話 番 号

栄養士法施行令第 1 条第 1 項の規定により、下記のとおり栄養士免許を申請します。

記

- 1 罰金以上の刑に処せられたことの有無 有・無
（有の場合は、その罪、刑及び刑の確定年月日を次に記入すること。）
- 2 栄養士法第 1 条に規定する業務に関し、犯罪又は不正の行為を行ったことの有無 有・無
（有の場合は、違反の事実及び年月日を次に記入すること。）

備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。

2 該当する文字を○で囲むこと。

3 次の書類を添付すること。

(1) 栄養士法第 2 条第 1 項に規定する養成施設において 2 年以上栄養士として必要な知識及び技能を修得した者又は栄養士法及び栄養改善法の一部を改正する法律（昭和 60 年法律第 73 号）附則第 5 条第 1 項に規定する者であることを証する書類

(2) 次のいずれかの書類

ア 戸籍の謄本又は抄本

イ 住民票の写し（戸籍の表示を記載したもの又は本籍のない者及び本籍の明らかでない者についてはその旨を記載したものに限る。）

ウ 外国人登録証明書の写し又は外国人登録原票記載事項証明書

4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。

5 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付申請書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所
ふ り が な 氏 名 印
性 別 男 ・ 女
生 年 月 日 年 月 日
電 話 番 号

下記のとおり変更を生じたので、栄養士法施行令第 3 条第 1 項及び第 5 条第 1 項の規定により、栄養士名簿訂正及び栄養士免許証書換え交付を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
ふ り が な 氏 名		

- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更理由

備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとする。また、戸籍上の文字で記入すること。
2 該当する文字を○で囲むこと。
3 栄養士免許証及び戸籍の謄本若しくは抄本又は外国人登録証明書の写し若しくは外国人登録原票記載事項証明書を添付すること。
4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
5 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 3 号様式（第 5 条関係）

栄 養 士 免 許 証 再 交 付 申 請 書

熊本県知事

様

年 月 日

住 所

ふ り が な
氏 名

印

性 別

男 ・ 女

生 年 月 日

年 月 日

電 話 番 号

下記の栄養士免許証を（破った・汚した・失った）ので、栄養士法施行令第 6 条第 1 項の規定により、栄養士免許証の再交付を申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名（国籍）

- 備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。
- 2 該当する文字を○で囲むこと。
- 3 栄養士免許証を破ったとき又は汚したときは、その栄養士免許証を添付すること。
- 4 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
- 5 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 4 号様式（第 6 条関係）

栄 養 士 名 簿 登 録 抹 消 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

氏 名 印

（本人との続柄 ）

電 話 番 号

栄養士法施行令第 4 条第 1 項の規定により、下記のとおり栄養士名簿の登録の抹消を申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 本籍地都道府県名（国籍）
- ふりがな
- 4 氏 名
- 5 性 別 男 ・ 女
- 6 生年月日 年 月 日
- 7 抹消理由の生じた年月日 年 月 日
- 8 抹消理由 （ 死亡 ・ 失踪 ・ その他 ）

- 備考 1 氏名については、記名押印又は署名のいずれかとすること。また、戸籍上の文字で記入すること。
- 2 該当する文字を○で囲むこと。
 - 3 栄養士免許証を添付すること。ただし、栄養士免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
 - 4 抹消理由が死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本若しくは抄本、死亡診断書又は失踪の宣告を受けたことを証する書類を添付すること。
 - 5 用紙の大きさは、日本工業規格 A 4 とすること。
 - 6 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

附 則

- 1 この規則は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の栄養士法施行細則の規定により提出されている申請書その他の書類は、改正後の栄養士法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県規則第 2 号

熊本県調理師法施行細則の一部を改正する規則
熊本県調理師法施行細則（昭和 3 4 年熊本県規則第 8 号）の一部を次のように改正する。
第 3 条中「第 1 2 条第 1 項」の次に「又は第 2 項」を加え、同条に次の 1 項を加える。

- 2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- (1) 調理師免許証（調理師免許証が添付できないときは、その理由を明らかにする書類）
- (2) 政令第 12 条第 2 項の規定による登録の消除の申請をする場合にあっては、戸籍の謄本又は抄本
- 第 6 条第 1 号中「カラーの」及び「及び撮影年月日」を削り、同条第 3 号中「別記第 5 号様式」の次に「。証明者が個人である場合にあっては、その者の印鑑登録証明書を添付すること。」を加え、同条第 4 号中「戸籍謄本又は戸籍抄本」を「戸籍の抄本」に改める。別記第 1 号様式から別記第 5 号様式までを次のように改める。

別記第 1 号様式（第 3 条関係）

調理師名簿登録消除申請書

年 月 日

熊本県知事 様

申請者 住 所

フリガナ

氏 名

印

電話番号

登録者との続柄

下記のとおり調理師名簿登録の消除をするよう、調理師法施行令第 12 条の規定により申請します。

記

- 1 本籍地都道府県名(国籍)

フリガナ

- 2 氏 名

- 3 生年月日 年 月 日

- 4 登録番号及び登録年月日

- 5 消除を申請する理由

- 備考 1 調理師免許証を添付すること。ただし、調理師免許証を添付できないときは、その理由を明らかにする書類を添付すること。
- 2 死亡又は失踪の場合は、戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
- 3 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 2 号様式（第 4 条関係）

調理師名簿訂正及び調理師免許証書換交付申請書

年 月 日
熊本県知事 様

住 所
フリガナ
氏 名 印
生年月日 年 月 日
電話番号

下記のとおり調理師名簿登録事項に変更を生じたので、名簿訂正の上、調理師免許証を書き換えて交付するよう、調理師法施行令第11条第1項及び第13条第1項の規定により申請します。

記

- 1 登録番号 第 号
- 2 登録年月日 年 月 日
- 3 変更事項

	変 更 前	変 更 後
本籍地都道府県名 (国 籍)		
フ リ ガ ナ 氏 名		

- 4 変更年月日 年 月 日
- 5 変更理由

備考 1 調理師免許証及び戸籍の謄本又は抄本を添付すること。
2 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。こと。
3 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 3 号様式（第 5 条関係）

調 理 師 免 許 証 再 交 付 申 請 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

フリガナ

氏 名

印

生年月日

年 月 日

電話番号

下記のとおり調理師免許証の再交付を受けたいので、調理師法施行令第14条第1項の規定により申請します。

記

1 登録番号 第 号

2 登録年月日 年 月 日

3 本籍地都道府県名(国籍)

4 再交付申請の理由

備考 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。

2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 4 号様式（第 6 条関係）

受 験 番 号	
---------	--

調 理 師 試 験 受 験 願 書

年 月 日

熊本県知事 様

住 所

郵便番号

本籍地都道府県名 (国籍)

フリガナ

氏 名 印

生年月日及び性別 年 月 日 (男・女)

調理師法第3条の2第1項の調理師試験を受けたいので、関係書類を添えて提出します。

・連 絡 先 ()

・住 所 ()

・電話番号 ()

添付書類

- 1 卒業証明書 (学校教育法第57条に規定する者又は調理師法附則第3項に規定する者であることを証する書類)
- 2 調理業務従事証明書
- 3 写真 (出願前6月以内に撮影した縦4.5センチメートル、横3.5センチメートルの脱帽正面上半身像のもので、裏面に氏名を記載したもの)
- 4 戸籍抄本 (受験願書、卒業証明書及び調理業務従事証明書に記載された氏名が同じである場合は、必要ない。)

備考

- 1 氏名については、記名押印又は自筆による署名のいずれかとする。
- 2 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

別記第 5 号様式（第 6 条関係）

調 理 業 務 従 事 証 明 書

フリガナ

従事者（受験者）氏 名

生年月日 年 月 日

上記の者は、次のとおり調理の業務に従事したことを証明します。

勤 務 施 設 名			経営者名 (施設長)		
所 在 地	電話 ()				
施 設 の 種 類	種 類 (該当のところに○印をつけること。)	許可・開設年月日 許可番号等		調理業務の内容(な るべく具体的に記 載すること。)	
	飲食 店関 係営 業	1 飲食店営業 2 魚介類販売業 3 そうざい製造業	(許可年月日等) 年 月 日 第 号 新規 ・ 継続		
給 食 施 設	(1日 回 食) 1 寄宿舍 2 学 校 3 病 院 4 事業所 5 社会福祉施設 6 介護老人保健施設 7 矯正施設 8 自衛隊 9 給食センター 10 その他	(開設年月日) 年 月 日			
上 記 の 施 設 で 調 理 業 務 に 従 事 し た 期 間			年 月 日から } 計 年 月 年 月 日まで }		
勤 務 日 数 及 び 時 間			日／週 時間／日		
廃 業 年 月 日			年 月 日		

証 明 日	年 月 日
-------	-------

証 明 者	住 所	電話 ()			実印又は職印
	施 設 名				
	地 位		氏 名		
証明者が施設長でない理由					

- 備考 1 原則として当該施設長が証明すること。ただし、従事者と施設長が同一人、配偶者若しくは二親等内の血族の場合又は廃業等によって元の施設長がいない場合は、調理師会等所属団体の長又は同業者が証明すること。
- 2 証明印は、当該施設長の職印を用いること。個人が証明する場合は、印鑑届のしてある印を用い、印鑑証明書を添付すること。
- 3 給食施設の開設年月日とは、寄宿舍、学校、病院等の施設であつて、多数人に対して食品を供与する施設として開設した年月日をいうものであること。
- 4 この様式は、九州各県（沖縄県を除く。以下同じ。）の共通様式ですので、宛先を書き換えていただければ、九州各県で使用できます。

- 附 則
- 1 この規則は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現に改正前の熊本県調理師法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類は、改正後の熊本県調理師法施行細則の規定により提出された申請書その他の書類とみなす。

告 示

熊本県告示第 197 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 24 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 2 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	熊本大津線	菊池郡菊陽町武蔵ヶ丘北三丁目 4 3 0 7 番 1 地先から 同所	前	8.6 ～ 10.0	213.0	道路法 第 24 条工事 (右折 レーン の設置)
			後	11.0 ～ 17.0	213.0	
		同所 4 1 0 3 番 4 地先まで	前			
			後			

2 区域を変更する期日 平成 24 年 2 月 28 日

熊本県告示第 198 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、平成 24 年 2 月 28 日から 60 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。

平成 24 年 2 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び区域を変更する区間等

道路の種類	路 線 名	区 域 を 変 更 す る 区 間	前 後	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
主要地方道	芦北坂本線	葦北郡芦北町大字吉尾字尾寄 8 8 7 番 1 地先から 同所	前	14.0 ～ 21.9	37.6	単道改 (改築 に伴う 拡幅)
			後	14.0 ～ 33.4	38.5	
		同所 8 9 3 番 3 7 地先まで	前			
			後			

一般県道	球磨田浦線	葦北郡芦北町大字吉尾字除下 8 4 1 番地先から 同町大字吉尾字尾寄 8 5 6 番 1 地先まで	前	6.0 ～ 9.5	133.3
			後	11.0 ～ 15.5	137.7
		葦北郡芦北町大字吉尾字尾寄 8 7 4 番 1 地先 同所 8 8 7 番 1 地先まで	前	5.1 ～ 37.8	109.6
			後	11.0 ～ 25.3	101.6

2 区域を変更する期日 平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県告示第 1 9 9 号
道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 2 項の規定に基づき、次のとおり道路の供用を開始する。
その関係図面は、平成 2 4 年 2 月 2 8 日から 6 0 日間、熊本県土木部道路都市局道路保全課において一般の縦覧に供する。
平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 道路の種類、路線名及び供用を開始する区間等

道路の種類	路 線 名	供 用 を 開 始 す る 区 間	延 長 (メートル)	備 考
一般県道	相良人吉線	球磨郡山江村字上椎谷 2 4 3 番地先から 同村字大平 3 1 番 1 8 地先まで	100.0	単道改 (改築 に伴う 拡幅)

2 供用を開始する期日 平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県告示第 2 0 0 号
熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。
平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県推計人口調査要綱の一部を改正する要綱
熊本県推計人口調査要綱（昭和 4 2 年熊本県告示第 2 4 0 号の 6）の一部を次のように改正する。
第 2 条中「市町村」を「市区町村」に改める。
第 1 号様式から第 4 号様式までの様式中「市町村コード」を「市区町村コード」に改める。
附 則
この要綱は、平成 2 4 年 4 月 1 日から施行する。

熊本県告示第 2 0 1 号
土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成 1 2 年法律第 5 7 号）第 6 条第 1 項及び第 8 条第 1 項の規定により、土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。
平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 上天草市

- (1) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合の丸第三谷（5 2 2 - 1 - 0 1 8）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (2) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
合の丸第二谷（5 2 2－1－0 1 9）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (3) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合の丸第一谷（5 2 2－1－0 2 0）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (4) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
山田川（5 2 2－1－0 2 1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (5) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦山谷（5 2 2－1－0 2 2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (6) ア 土砂災害警戒区域の箇所名（番号）
松葉川（5 2 2－1－0 2 3）
イ 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (7) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
河の迫（5 2 2－1－0 2 4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示

- 次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (8) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古園川-1(522-1-025-1)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (9) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古園川-2(522-1-025-2)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (10) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
古園谷(522-1-026)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (11) ア 土砂災害警戒区域の箇所名(番号)
志賀間第二谷(522-1-027)
イ 土砂災害警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (12) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名(番号)
志賀間第一谷(522-1-028)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり

- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (13) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
馬建川 (522-1-029)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (14) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
合の丸谷 (522-1-030)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (15) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
古園谷第二 (522-2-007)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
土石流
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (16) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
中村 (522-1-045)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (17) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
合の丸中 (1) (522-1-046)
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
- (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (18) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)

- 合の丸ー1 (522-1-047-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (19) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 合の丸ー2 (522-1-047-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (20) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田ー1 (522-1-048-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (21) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 山田ー2 (522-1-048-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (22) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浦山ー1 (522-1-049-1)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (23) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 浦山ー2 (522-1-049-2)
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津

- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (24) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦山－3（522－1－049－3）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (25) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦山（2）（522－1－050）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (26) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松葉－1（522－1－051－1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (27) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松葉－2（522－1－051－2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (28) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松葉（B）（522－1－052）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類

- 急傾斜地の崩壊
オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (29) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合津神社下（5 2 2－1－0 5 3）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (30) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
釜南（1）（5 2 2－1－0 5 4）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (31) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
志賀間（1）－1（5 2 2－1－0 5 5－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (32) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
志賀間（1）－2（5 2 2－1－0 5 5－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (33) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
志賀間（2）－1（5 2 2－1－0 5 6－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項

- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (34) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 志賀間 (2) - 2 (5 2 2 - 1 - 0 5 6 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (35) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 馬建 (B) (5 2 2 - 1 - 0 5 7)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (36) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 馬建 (A) (5 2 2 - 1 - 0 5 8)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (37) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 馬建西 - 1 (5 2 2 - 1 - 0 5 9 - 1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (38) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 馬建西 - 2 (5 2 2 - 1 - 0 5 9 - 2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
- 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

- (39) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 国迫-1 (522-1-060-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (40) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 国迫-2 (522-1-060-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (41) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 稲戸 (1) (522-1-061)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (42) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 稲戸 (A) (522-1-062)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (43) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 稲戸 (3)-1 (522-1-063-1)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
 上天草市松島町合津
 ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
 次の図のとおり
 エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
 急傾斜地の崩壊
 オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
 の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
 次の図のとおり
 (「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
 域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (44) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)
 稲戸 (3)-2 (522-1-063-2)
 イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地

- 上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (45) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西浦（1）（522-1-064）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (46) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西浦（2）-1（522-1-065-1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (47) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
西浦（2）-2（522-1-065-2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (48) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松ノ木峠口（1）（522-2-048）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (49) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松ノ木峠口（2）（522-2-049）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり

- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (50) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合の丸上ー 1（5 2 2ー 2ー 0 5 0ー 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (51) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
合の丸上ー 2（5 2 2ー 2ー 0 5 0ー 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (52) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
浦山（1）（5 2 2ー 2ー 0 5 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (53) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
松葉上（5 2 2ー 2ー 0 5 2）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
域振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (54) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古園南ー 1（5 2 2ー 2ー 0 5 3ー 1）
- イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
- ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
- エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- オ 同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策

- の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (55) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
古園南－2（522－2－053－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (56) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
釜南（2）－1（522－2－054－1）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (57) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
釜南（2）－2（522－2－054－2）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (58) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
釜南（3）（522－2－055）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地
城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。）
- (59) ア 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名（番号）
稲戸（4）（522－2－057）
イ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地
上天草市松島町合津
ウ 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
次の図のとおり
エ 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
オ 同法第8条第2項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策
の推進に関する法律施行令第4条で定める衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地

- (60)

ア

城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)西浦 (3) (5 2 2 - 2 - 0 5 9)

イ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地上天草市松島町合津

ウ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり

エ

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類急傾斜地の崩壊

オ

同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)
- (61)

ア

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所名 (番号)西浦 (4) (5 2 2 - 2 - 0 6 0)

イ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の所在地上天草市松島町合津

ウ

土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示次の図のとおり

エ

土砂災害の発生原因となる自然現象の種類急傾斜地の崩壊

オ

同法第 8 条第 2 項に規定する土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律施行令第 4 条で定める衝撃に関する事項次の図のとおり
(「次の図」は省略し、その図面を熊本県土木部河川港湾局砂防課及び天草地城振興局土木部に備え置いて縦覧に供する。)

熊本県告示第 2 0 2 号
熊本県少年保護育成条例 (昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号) 第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 4 年 2 月 2 0 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。
平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	三十路の女 巨乳はじける (オーピー) 家庭教師と未亡人義母～まさぐり狂宴～ (オーピー) 囚われの淫獣 (オーピー)	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第 9 4 号
森林法 (昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号) 第 3 3 条の 3 において準用する同法第 3 3 条第 3 項の規定により通知する次の者については、その所在が不分明なので、同法第 1 8 9 条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。
平成 2 4 年 2 月 2 8 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不分明な者の氏名
福田 信也、宮村 一二、亀井 亀代近、森本 博、滝下 子之吉、中村 二三男、森下 茂、野田 熊男、野田 末太郎、春木 勝太郎、佐藤 タキ、松本 穀、山田 実次、山田 徳蔵、山田 萬蔵、小田 義人、山田 倉蔵、村上 甚九郎、野田 喜太郎、山本 秋義、小田 勉、小田 虎喜、小田 繁蔵、石井 五郎、熊本木材事業協同組合、堂村 鶴男
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 2 3 年 1 2 月 2 8 日付け農林水産省告示第 2 4 1 8 号による。

熊本県公告第95号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。

平成24年2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
小林 徹八、尾池 武八郎、柿本 定男、田中 信廣、山本 谷雄、曾我 政治、岩本 信次、山本 泰、本田 佳子、西山 久子、富永 孝章、澤村 益明、塚本 昇、本村 ミツエ、西山 裕一郎、山本 敬子、益田 興明、木村 良興、楠田 郁太郎、市尾 昭人、澤本 有子、原 一司、森山 泉、楠本 紫、村上 新太郎
- 2 通知の趣旨
(1) 農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更した旨の通知があったこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成23年12月28日付け農林水産省告示第2419号による。

熊本県公告第96号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。

平成24年2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
福海 三造、野中 義雄、連川 鶴松、守口 幸吉、千原 末吉、山下 宇一、正垣 九十八、中田 幸市、片岡 卯三郎、井澤 栄太郎、松尾 末廣、森本 兼太郎、鈴来 渡、山崎 清十、島谷 次郎、村上 作松、槍澤 圓次、小林 藤子、濱田 達也
- 2 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年1月17日付け熊本県告示第59号による。

熊本県公告第97号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を宇城市役所に掲示する。

平成24年2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 所在の不明な者の氏名
村中 年雄
- 2 通知の趣旨
(1) 保安林の指定施業要件を変更したこと。
(2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年1月17日付け熊本県告示第60号による。

熊本県公告第98号

平成24・25年度治山・林道事業における測量、設計・解析等調査又は現場技術業務委託に係る指名競争入札参加希望者の技術的適性（技術者確保状況等）を把握するため、別表1又は別表2に定める技術者に該当する者を有し、治山・林道事業に係る測量、設計・解析等調査又は現場技術業務委託の指名を希望する者は、別記書類を提出されたい。

平成24年 2月28日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 対象者
平成24・25年度熊本県競争入札参加資格を有する者（熊本県土木部監理課登録）又は同資格を有する見込みのある者
- 2 提出方法
持参又は郵送（簡易書留によること）
- 3 提出期限
平成24年3月21日（郵送の場合は、平成24年3月21日消印有効）
- 4 提出先
(1) 持参の場合 熊本市水前寺六丁目18番1号 熊本県庁行政棟本館9階農林水産部農村振興局技術管理課
(2) 郵送の場合 〒862-8570（県庁専用郵便番号）
熊本市水前寺六丁目18番1号 農林水産部農村振興局技術管理課
- 5 提出書類及び部数

	提 出 書 類 等	提出部数
1	「治山」・「林道」事業関係業務の委託に係る指名競争入札参加希望調査申請書（別記第 1 号様式）	1 部
2	技術者経歴書（別記第 2 ～ 4 号様式）	1 部
3	測量・設計等実績調書（別記第 5 号様式）	1 部
4	資格の登録を証する書面の写し	1 部
5	切手を貼付した返信用封筒	1 部

6 結果通知

平成 2 4 年 3 月 3 1 日までに文書で通知する予定

7 問合せ先

熊本県農林水産部農村振興局技術管理課 電話 0 9 6 - 3 3 3 - 2 4 6 7

8 その他

様式等については、県庁ホームページから入手できる。

別表 1 技術者該当区分（治山事業関係）

（1）測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 4 9 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上あるもの
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上あるもの

（2）設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの （1）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの （2）R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの （3）学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの （4）短期大学、学校教育法に規定する高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの （5）学校教育法に規定する高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する

	者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であつて、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む）後森林土木部門の職務に従事した期間が 3 2 年以上あるもの
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、治山に関する実務経験が通算 2 年以上である者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの （１）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの （２）R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの （３）大学卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 8 年以上あるもの （４）専門学校卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの （５）高等学校卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 7 年以上あるもの
技師 A	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの （１）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの （２）R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの （２）大学卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの （３）専門学校卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの （４）高等学校卒であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であつて、次の各号のいずれかに該当するもの （１）建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの （２）林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であつて、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの （３）学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であつて、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 3 年以上あるもの （４）短期大学、学校教育法に規定する高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」

	という。)であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 7 年以上あるもの (5) 学校教育法に規定する高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 0 年以上あるもの ただし、上記 2 の（ 1 ）～（ 5 ）において森林土木部門の職務に従事した期間のなかで治山部門に従事した期間が 4 年以上あるもの
現場技術員	次の各号のいずれかに該当するもの (1) 2 級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (2) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (4) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 1 1 年以上あるもの ただし、上記の（ 1 ）～（ 4 ）において、森林土木部門の職務に従事した期間のなかで、治山部門に従事した期間が 4 年以上あるもの

別表 2 技術者該当区分（林道事業関係）

(1) 測量業務

技術者の名称	技 術 経 歴
測量主任技師	測量法（昭和 2 4 年法律第 1 8 8 号）第 4 9 条の規定による測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 8 年以上ある者
測量技師	測量士の登録を受けた後、森林土木部門の測量業務に従事した期間が 3 年以上ある者

(2) 設計・解析等調査業務

技術者の名称	技 術 経 歴
技師長	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 設計・解析等調査業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 5 年以上ある者で、次の各号の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 1 2 年以上あるもの (3) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）又は旧大学令に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 2 3 年以上あるもの

	(4) 短期大学、学校教育法に規定する高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの (5) 学校教育法に規定する高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 32 年以上あるもの
主任技師	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、林道に関する実務経験が通算 2 年以上ある者で、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上である者 (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの (3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 18 年以上あるもの (4) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 23 年以上あるもの (5) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 27 年以上あるもの
技師 A	設計・解析等調査業務に関する専門的知識及び技術を有し、かつ、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (2) R C C M（森林土木部門）の登録を受けた者で、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (3) 大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上あるもの (3) 専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上あるもの (5) 高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上あるもの

(3) 現場技術業務委託

技術者の名称	技 術 経 歴
管理技術者	1 技術士（森林土木部門）の登録を受けた者 2 委託する現場技術業務に関する専門的な知識及び技術を有し、かつ、現場技術業務の実務経験がある者であって、次の各号のいずれかに該当するもの (1) 建設業法に規定する 1 級土木施工管理技士の資格を取得し、その後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの (2) 林業技士（森林土木部門）の登録を受けた者であって、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの (3) 学校教育法に規定する大学（短期大学を除く。）又は旧大学令

	に規定する大学において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「大学卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 13 年以上あるもの （４）短期大学、学校教育法に規定する高等専門学校又は旧専門学校令に規定する専門学校において、土木に関する課程（土木、農業土木又は林業）を修めて卒業した者（以下「専門学校卒」という。）であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 17 年以上あるもの （５）学校教育法に規定する高等学校若しくは旧中等学校令に規定する中等学校を卒業した者又はこれと同等以上の資格を有する者のうち土木（土木、農業土木又は林業）の知識及び技術を有していると認められる者（以下「高等学校卒」という。）であって、卒業（上記学校の卒業と同等以上の資格を取得した場合を含む。）後森林土木部門の職務に従事した期間が 20 年以上あるもの
現場技術員	次の各号のいずれかに該当するもの （１）２級土木施工管理技士の資格を取得後、森林土木部門の職務に従事した期間が 4 年以上あるもの （２）大学卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 5 年以上あるもの （３）専門学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 8 年以上あるもの （４）高等学校卒であって、卒業後森林土木部門の職務に従事した期間が 11 年以上あるもの

熊本県公告第 99 号

県営秋只・万ヶ瀬地区土地改良事業（区画整理）施行に係る換地処分を行った。

平成 24 年 2 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県公告第 100 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を南関町役場に掲示する。

平成 24 年 2 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

北原 久光、津留 文太郎、国崎 米藏、布志木 惣四郎、吉良 トクエ、森田 ヒロ子、猿渡 清光、石川 正光、美奈川 敬志、作田 市藏

2 通知の趣旨

（１）農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があったこと。

（２）保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成 24 年 2 月 3 日付け熊本県告示第 114 号による。

熊本県公告第 101 号

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により通知する次の者については、その所在が不明なので、同法第 189 条の規定により、当該通知の内容を南関町役場に掲示する。

平成 24 年 2 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

1 所在の不明な者の氏名

内野 用吉、木村 健一

2 通知の趣旨

（１）農林水産大臣から、保安林の指定施業要件を変更する予定である旨の通知があっ

- たこと。
- (2) 保安林の所在場所、指定の目的及び指定施業要件については、平成24年2月3日付け熊本県告示第115号による。

登載依頼**球磨地域保健医療推進協議会公告第1号**

平成23年度第1回球磨地域保健医療推進協議会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおり。

平成24年2月28日

球磨地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成24年3月7日（水）午後2時から
- 2 場所
球磨地域振興局 会議棟2階大会議室
- 3 議題
(1) 救急医療専門部会の報告
(2) 第5次球磨地域保健医療計画の進捗状況について
(3) 第6次保健医療計画について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、当該会議の会場において受付のうえ、事務局の指示に従い、会議の会場に入ることができる。
(2) 傍聴手続は、先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
人吉市寺町12番1号
球磨地域保健医療推進協議会事務局
(人吉保健所総務企画課)
(電話0966-22-3107)

天草地域保健医療推進協議会公告第1号

平成23年度天草地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年2月28日

天草地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時
平成24年3月7日（水）午後3時00分～
- 2 開催場所
天草地域振興局会議室棟2階 大会議室（熊本県天草市今釜新町3530）
- 3 議題
(1) 第5次天草保健医療計画の進捗状況について
(2) 第6次天草地域保健医療計画検討部会の設置について
(3) 報告事項：救急医療専門部会の報告について
(4) 地域医療講話：上天草総合病院 樋口定信院長
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議前日までに熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局に連絡し、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。
(2) 傍聴の受付は、原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県天草市今釜新町3530
熊本県天草地域保健医療推進協議会事務局（熊本県天草保健所総務企画課内）
(電話0969-23-0172)

上益城地域保健医療推進協議会公告第2号

平成23年度上益城地域保健医療推進協議会を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は、次のとおり。

平成24年2月28日

上益城地域保健医療推進協議会長

- 1 開催日時

- 平成24年3月6日（火）
午後3時から4時30分まで
- 2 開催場所
上益城地域振興局 3階大会議室
- 3 内容
(1) 議事
①第5次上益城地域保健医療計画について
②第6次保健医療計画について
(2) 報告
平成23年度上益城地域保健医療推進協議会救急医療専門部会（健康危機管理推進会議）の報告について
(3) 意見交換
(4) その他
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに、傍聴希望者名簿に氏名住所を記入し事務局の指示に従って会場に入室する。
(2) 傍聴の受付は原則として先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県上益城郡御船町辺田見400番地
上益城地域保健医療推進協議会事務局（熊本県御船保健所総務企画課）
（電話096-282-0016）

熊本県環境審議会自然保護部会公告第1号

平成23年度熊本県環境審議会自然保護部会の会議を次のとおり開催する。

なお、当該会議の傍聴手続は次のとおりとする。

平成24年2月28日

熊本県環境審議会自然保護部会

部会長 高 宮 正 之

- 1 開催日時
平成24年3月6日（火）
午前10時から正午まで
- 2 開催場所
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県庁本館5階 審議会室
- 3 議題
生物多様性保全回復モデル地域の指定について
- 4 傍聴者の定員
10人
- 5 傍聴手続
(1) 傍聴希望者は、会議の開催予定時刻までに当会議の会場において受け付けのうえ、事務局の指示に従い会場に入ることができる。
(2) 傍聴の手続は先着順で行い、定員になり次第終了する。
- 6 問い合わせ先
熊本県熊本市水前寺六丁目18番1号
熊本県環境生活部環境局自然保護課
（電話096-333-2274）